

変 更 後					変 更 前						
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②認定と連携した支援のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②認定と連携した支援のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事項						
事業名、内容及び実施時期		実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期		実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名:高崎駅東口第九地区優良建築物等整備事業</u> <u>事業内容:共同住宅、駐車場等の優良建築物等の整備 0.44ha</u> <u>実施時期:平成27年度～平成31年度</u>		高崎駅東口第九地区優良建築物等整備事業施行者	<u>当該地区に土地の高度利用を促進するため共同住宅、駐車場等を整備する。併せて高崎駅東口から当該地区までをペDESTリアンデッキで接続することで歩行者空間の確保と回遊性の向上を図る。</u> <u>この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なものである。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)</u> <u>実施時期</u> <u>平成27年度～平成30年度</u>		新規追加					
(3) 略 (4) 略					(3) 略 (4) 略						
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②略 (3) 略 (4) 略					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②略 (3) 略 (4) 略						
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略						

(2) ②認定と連携した支援のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:高崎駅東口第九地区優良建築物等整備事業 ※再掲91ページ参照				

- (3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:中心市街地商業活性化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:ようこそ高崎人情市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎スプリングフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎マーチングフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎ストリートライブ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:たかさき能 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎えびす講市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎映画祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:たかさき食文化情	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				

- (3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

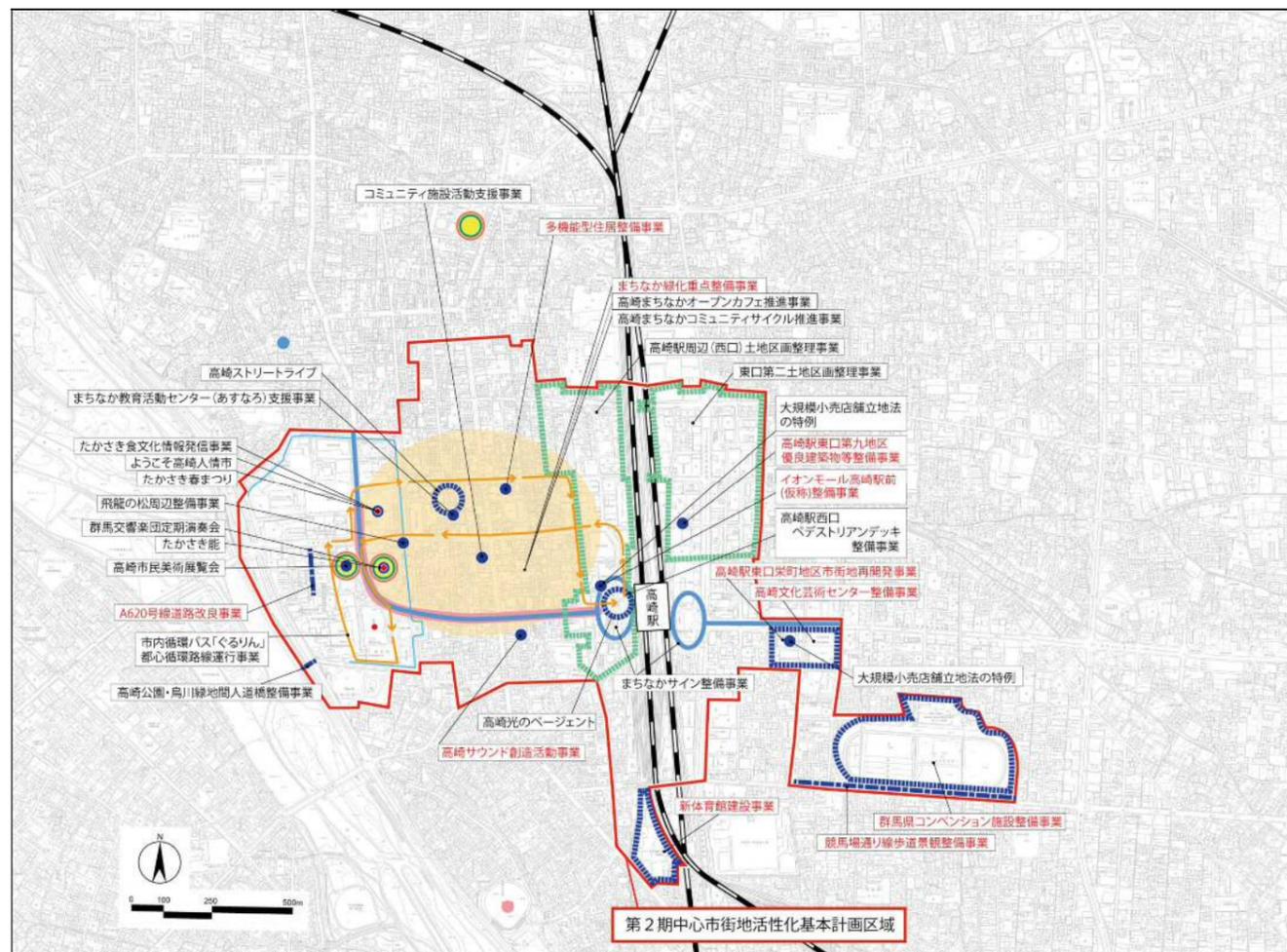
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:中心市街地商業活性化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:ようこそ高崎人情市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎スプリングフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎マーチングフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎ストリートライブ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:たかさき能 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎えびす講市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:高崎映画祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名:たかさき食文化情	(略)	(略)	(略)	(略)

報発信事業 (略)					報発信事業 (略)				
事業名：高崎商都博覧会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：高崎商都博覧会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：高崎バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名：高崎バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：高崎まちなかオープンカフェ推進事業 事業内容：オープンカフェの実施 実施時期：平成25年度～	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	都市再生特別措置法の改正を契機に歩道上でオープンカフェが行えるようになったため、まちなかに新たな回遊性と賑わいを創出するオープンカフェを実施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	支援措置の内容 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> 実施時期 <u>平成 26 年度～</u>		(4) からの移設				
事業名：高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 事業内容：コミュニティサイクルの実施 実施時期：平成25年度～	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	まちの移動手段の多様化は、都市の魅力を高めることから、新たな交通手段として、まちなかでコミュのティサイクルを実施する。 この事業で中心市街地に新たな賑わいと回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	支援措置の内容 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> 実施時期 <u>平成 26 年度～</u>		(4) からの移設				
事業名：コミュニティ施設活動支援事業 事業内容：商店街団体やNPOなどが行うコミュニティ活動への支援 実施時期：平成16年度～	高崎市	商店街団体やNPOなどが行うコミュニティ施設の運営に対し支援を行い、まちなかのコミュニティ活動の推進と中心市街地の活性化と賑わいの創出を図る。 例えば、平成 16 年度から、空き店舗を改修し、文芸作品を中心に上映している「シネマテークたかさき」を運営している「NPOたかさきコミュニティシネマ」に対し、活動支援を行っている。 この事業は、“音楽を中心と	支援措置の内容 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> 実施時期 <u>平成 26 年度～</u>		(4) からの移設				

		した“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。							
<p>(2) ②略 (3) 略 (4) 略</p>					<p>(2) ②略 (3) 略 (4) 略</p>				
<p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②略 (3) 略 (4) 略</p>					<p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②略 (3) 略 (4) 略</p>				

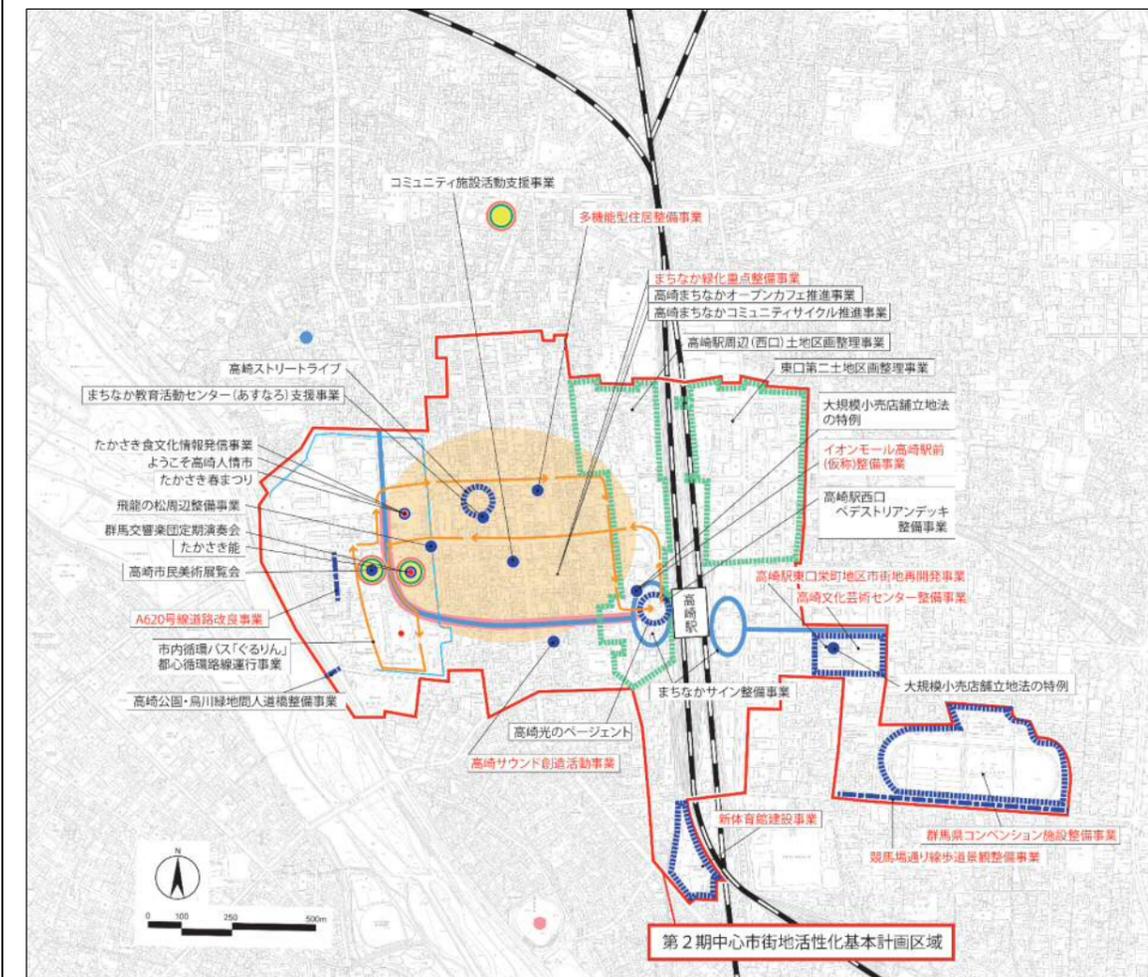
変更後

P116 第4章から第8章



変更前

P116 第4章から第8章 (新規追加)



変更後

P45

[5] 第1期基本計画の進捗状況と事業効果の検証

(1) 進捗状況

本市は、平成20年11月、「高崎市中心市街地活性化基本計画」の認定を内閣総理大臣から受け、「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する“賑わい・交流・文化都心”」の基本理念の下、各種事業に取り組んできました。

第1期基本計画に掲載した全73事業（平成26年1月時点）のうち、実施中を含め9割が進捗しています。

市街地の整備改善では、飛龍の松周辺整備事業、高崎駅西口第四地区優良建築物等整備事業、市道A631号線整備事業を除く19事業が完了若しくは実施中となっています。都市福利施設では、高崎アーバンホテル地下改修事業、商業の活性化では、スズラン新館増床事業が未実施となっているものの、居住環境の整備と一体的推進事業は全てが完了若しくは実施中となっています。

第1期基本計画で位置付けた3つのリーディングプロジェクトのうち、駅東口拠点開発(大型店・デッキ等)と新図書館・医療保健センターの建設が予定どおり進捗したことで、高崎駅を中心とするイーストコアゾーンでは駅東西が一体的となり、駅一円においては新たな人の流れが生まれました。また、新図書館・医療保健センター周辺のウエストコアゾーンにおいても集客拠点が生み出されたことで、中心市街地における2つのコアゾーンの強化が図られました。

このことから、評価指標である小売業年間商品販売額が順調に推移する結果となりましたが、歩行者・自転車通行量と文化施設の利用者数の合計値は目標を下回っていることから、2つのコアゾーンにおいては「交通結節点である利便性」や「質の高い文化施設が集積する特性を活かす」ことで広域からの集客を高めるとともに、コアゾーン間にある中心商業地の魅力づくりをさらに進めることで、人の流れを波及させる必要があります。

■第1期基本計画に掲載している事業の実施状況

項目	完了(A)	実施中(B)	A+B	未実施(C)	合計(A+B+C)
市街地の整備改善	13	6	19	3	22
都市福利施設の整備	4	0	4	1	5
居住環境の整備	4	0	4	0	4
商業活性化	8	28	36	2	38
一体的推進	0	4	4	0	4
合計	29	38	67	6	73

変更前

P45

[5] 第1期基本計画の進捗状況と事業効果の検証

(1) 進捗状況

本市は、平成20年11月、「高崎市中心市街地活性化基本計画」の認定を内閣総理大臣から受け、「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する“賑わい・交流・文化都心”」の基本理念の下、各種事業に取り組んできました。

第1期基本計画に掲載した全74事業（平成25年7月時点）のうち、実施中を含め9割が進捗しています。

市街地の整備改善では、飛龍の松周辺整備事業、高崎駅西口第四地区優良建築物等整備事業、市道A631号線整備事業を除く20事業が完了若しくは実施中となっています。都市福利施設では、高崎アーバンホテル地下改修事業、商業の活性化では、スズラン新館増床事業が未実施となっているものの、居住環境の整備と一体的推進事業は全てが完了若しくは実施中となっています。

第1期基本計画で位置付けた3つのリーディングプロジェクトのうち、駅東口拠点開発(大型店・デッキ等)と新図書館・医療保健センターの建設が予定どおり進捗したことで、高崎駅を中心とするイーストコアゾーンでは駅東西が一体的となり、駅一円においては新たな人の流れが生まれました。また、新図書館・医療保健センター周辺のウエストコアゾーンにおいても集客拠点が生み出されたことで、中心市街地における2つのコアゾーンの強化が図られました。

このことから、評価指標である小売業年間商品販売額が順調に推移する結果となりましたが、歩行者・自転車通行量と文化施設の利用者数の合計値は目標を下回っていることから、2つのコアゾーンにおいては「交通結節点である利便性」や「質の高い文化施設が集積する特性を活かす」ことで広域からの集客を高めるとともに、コアゾーン間にある中心商業地の魅力づくりをさらに進めることで、人の流れを波及させる必要があります。

■第1期基本計画に掲載している事業の実施状況

項目	完了(A)	実施中(B)	A+B	未実施(C)	合計(A+B+C)
市街地の整備改善	13	7	20	3	23
都市福利施設の整備	4	0	4	1	5
居住環境の整備	4	0	4	0	4
商業活性化	8	28	36	2	38
一体的推進	0	4	4	0	4
合計	27	41	68	6	74

変更後

P119

(5) 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第2期基本計画の策定では、平成25年10月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成26年1月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
<u>中心市街地活性化協議会</u> <u>(平成27年1月23日)</u>	<u>第2期基本計画の変更について</u>

変更前

P119

(5) 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第2期基本計画の策定では、平成25年10月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成26年1月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
<u>第1回</u> 中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
<u>第2回</u> 中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
新規追加	新規追加

変 更 後					
P122 ■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員					
平成 26 年 4 月 1 日現在 (順不同・敬称略)					
区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	原 浩一郎	会長
			専務理事	矢澤敏彦	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第 15 条第 1 項関係 (中心市街地整備推進 機構)	一財)高崎市都市 整備公社	専務理事	横手卓敏	副会長
市街地の整 備改善	法第 15 条第 4 項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	深澤忠雄	
			都市整備部長	山口 聡	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		(株)スズラン高崎店	執行役員店長	渡辺 剛	
公共交通機 関の利便増 進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員 高崎支社長	黒岩雅夫	
関係行政機 関	法第 15 条第 7 項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	小林政夫	
		群馬県産業経済部 商政課	課長	金井豊幸	
地域経済代 表	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	新井久男	
地域メディ ア	法第 15 条第 8 項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	末村 歆也	
観光	法第 15 条第 8 項関係 (観光)	一社)高崎観光協 会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項: 中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第 15 条第 4 項: 基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村

※法第 15 条第 7 項: 関係行政機関等、必要があると認める者

※法第 15 条第 8 項: 必要な協力を求めることができる者

変 更 前					
P122 ■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員					
平成 25 年 11 月 17 日現在 (順不同・敬称略)					
区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	原 浩一郎	会長
			専務理事	矢澤敏彦	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第 15 条第 1 項関係 (中心市街地整備推進 機構)	一財)高崎市都市 整備公社	専務理事	岡田朋尚	副会長
市街地の整 備改善	法第 15 条第 4 項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	深澤忠雄	
			都市整備部長	山口 聡	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	堀米正一	
		(株)スズラン高崎店	取締役店長	渡辺 剛	
公共交通機 関の利便増 進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員支社長	江藤尚志	
関係行政機 関	法第 15 条第 7 項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	大平 修	
		群馬県産業経済部 商政課	課長	金井豊幸	
地域経済代 表	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	新井久男	
地域メディ ア	法第 15 条第 8 項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	末村 歆也	
観光	法第 15 条第 8 項関係 (観光)	一社)高崎観光協 会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項: 中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第 15 条第 4 項: 基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村

※法第 15 条第 7 項: 関係行政機関等、必要があると認める者

※法第 15 条第 8 項: 必要な協力を求めることができる者

変更後

P125

10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

(1) 都市機能の集積の促進の考え方

本市は、約 460 km²の市域を持つ、人口約 37.5 万人の群馬県一の中核市で、関東平野に形成される市街地から自然豊かな農山村まで、バランスの取れた都市構造となっています。

高崎市第5次総合計画で位置付けられている高崎市の特性(優れた都市の拠点性や求心力の高い中心市街地など)を生かすとともに、少子高齢化社会に対応したコンパクトな中心市街地の形成のため、集中した都市機能の集積を図り、便利で快適なまちづくりを目指します。

(2) 都市計画手法の活用

本市では、都市機能の維持、住環境の保護、商・工業等の利便性の増進、美観・風致の維持、適正な都市環境を保持するために、用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火・準防火地域、駐車場整備地区、市街地再開発促進区域、地区計画等を定めていて、適正な土地利用の誘導を図っています。

【用途地域の指定状況】

用途名	高崎都市計画区域 (A)	中心市街地 (B)	構成比 (B/A)
第一種低層住居専用	613	0	0
第二種低層住居専用	0	0	0
第一種中高層住居専用	944	0	0
第二種中高層住居専用	304	0	0
第一種住居	1,310	2	0.2
第二種住居	179	15	8.4
準住居	63	0	0
近隣商業	212	4	1.9
商業	341	145	42.5
準工業	596	0	0
工業	300	9	3.0
工業専用	291	0	0

資料：高崎市都市計画課

変更前

P125

10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

(1) 都市機能の集積の促進の考え方

本市は、約 460 km²の市域を持つ、人口約 37.5 万人の群馬県一の中核市で、関東平野に形成される市街地から自然豊かな農山村まで、バランスの取れた都市構造となっています。

高崎市第5次総合計画で位置付けられている高崎市の特性(優れた都市の拠点性や求心力の高い中心市街地など)を生かすとともに、少子高齢化社会に対応したコンパクトな中心市街地の形成のため、集中した都市機能の集積を図り、便利で快適なまちづくりを目指します。

(2) 都市計画手法の活用

本市では、都市機能の維持、住環境の保護、商・工業等の利便性の増進、美観・風致の維持、適正な都市環境を保持するために、用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火・準防火地域、駐車場整備地区、市街地再開発促進区域、地区計画等を定めていて、適正な土地利用の誘導を図っています。

【用途地域の指定状況】

用途名	高崎都市計画区域 (A)	中心市街地 (B)	構成比 (B/A)
第一種低層住居専用	627	0	0
第二種低層住居専用	0	0	0
第一種中高層住居専用	944	0	0
第二種中高層住居専用	304	0	0
第一種住居	1,296	2	0.2
第二種住居	179	15	8.4
準住居	63	0	0
近隣商業	212	4	1.9
商業	330	134	40.6
準工業	576	0	0
工業	311	20	6.4
工業専用	247	0	0

資料：高崎市都市計画課

変更後

P126

【準工業地域における特別用途地区の指定】

高崎都市計画区域では、576ha（平成25年11月現在）の地域が準工業地域に指定されていますが、中心市街地に多様な都市機能が集積した集約型都市構造への誘導に向けて、平成20年5月16日、全ての準工業地域を対象に、10,000㎡以上の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定を行い、「高崎市特別用途地区建築条例」を施行しています。

また、平成21年6月の吉井町の合併後に条例を改正し、全ての都市計画区域に対応しています。

【群馬県が行う広域調整】

群馬県では、特定大規模建築物（大規模集客施設）の具体的な事業計画を基に都市計画の決定又は変更を行う場合、「群馬県が行う広域調整に関する指針（平成24年3月30日改定 群馬県都市計画課）」に基づき、関係市町村（隣接市町村等）に対し意見を求める等、広域調整を行っています。

特別用途地区等の都市計画制度を活用しない場合、用途地域では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域が該当します。

【地区計画】

本市では、町丁や街区、あるいは共通した特徴を持つ地域において土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合い、検討を重ねてその地区の実情に応じた地区計画を定め、良好な環境の整備や保全を行っています。

■地区計画の指定状況

番号	地区名	計画決定年月日	区域面積	建築条例施行年月日	建築物等の規制など
1	旭町地区	H 4. 8. 28	約 1.8ha	H 4.12. 1	敷地面積
2	都心東地区	H 7. 1. 20	約 5.7ha	H 7. 4. 1	用途制限、形態意匠 再開発促進区
3	鞆町周辺地区	H13.11.12	約 4.0ha	H14. 1. 1	用途制限、形態意匠
4	高崎駅イーストサイト地区	H18.10.19	約 8.5ha	H18.10.19	用途制限、建ぺい率、容積率、建築面積、形態意匠、垣柵 高度利用地区計画
5	高崎城址地区	H19. 4. 1	約 30.6ha	H19. 4. 1	用途制限、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、形態意匠、垣柵
6	高崎駅西口周辺地区	H19. 6. 1	約 32.6ha	H19. 6. 1	用途制限、形態意匠
7	高崎駅地区	H26.10.31	約 11.3ha	H26.12.22	用途制限、形態意匠

【市街地再開発促進区域】

民間による再開発の気運が盛り上がっているものの、直ちに事業に着手するに至らない区域を都市計画において「市街地再開発促進区域」として定め、民間による再開発を促進すべく、その区域内における再開発に対して市が技術指導及び助成を行っています。これまで指定した8地区は全て中心市街地の区域内であり、8地区ともに完了しています。

変更前

P126

【準工業地域における特別用途地区の指定】

高崎都市計画区域では、576ha（平成25年11月現在）の地域が準工業地域に指定されていますが、中心市街地に多様な都市機能が集積した集約型都市構造への誘導に向けて、平成20年5月16日、全ての準工業地域を対象に、10,000㎡以上の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定を行い、「高崎市特別用途地区建築条例」を施行しています。

また、平成21年6月の吉井町の合併後に条例を改正し、全ての都市計画区域に対応しています。

【群馬県が行う広域調整】

群馬県では、特定大規模建築物（大規模集客施設）の具体的な事業計画を基に都市計画の決定又は変更を行う場合、「群馬県が行う広域調整に関する指針（平成24年3月30日改定 群馬県都市計画課）」に基づき、関係市町村（隣接市町村等）に対し意見を求める等、広域調整を行っています。

特別用途地区等の都市計画制度を活用しない場合、用途地域では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域が該当します。

【地区計画】

本市では、町丁や街区、あるいは共通した特徴を持つ地域において土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合い、検討を重ねてその地区の実情に応じた地区計画を定め、良好な環境の整備や保全を行っています。

■地区計画の指定状況

番号	地区名	計画決定年月日	区域面積	建築条例施行年月日	建築物等の規制など
1	旭町地区	H 4. 8. 28	約 1.8ha	H 4.12. 1	敷地面積
2	都心東地区	H 7. 1. 20	約 5.7ha	H 7. 4. 1	用途制限、形態意匠 再開発促進区
3	鞆町周辺地区	H13.11.12	約 4.0ha	H14. 1. 1	用途制限、形態意匠
4	高崎駅イーストサイト地区	H18.10.19	約 8.5ha	H18.10.19	用途制限、建ぺい率、容積率、建築面積、形態意匠、垣柵 高度利用地区計画
5	高崎城址地区	H19. 4. 1	約 30.6ha	H19. 4. 1	用途制限、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、形態意匠、垣柵
6	高崎駅西口周辺地区	H19. 6. 1	約 32.6ha	H19. 6. 1	用途制限、形態意匠
	新規追加				

【市街地再開発促進区域】

民間による再開発の気運が盛り上がっているものの、直ちに事業に着手するに至らない区域を都市計画において「市街地再開発促進区域」として定め、民間による再開発を促進すべく、その区域内における再開発に対して市が技術指導及び助成を行っています。これまで指定した8地区は全て中心市街地の区域内であり、8地区ともに完了しています。